

令和2年4月17日

羽島郡内小中学校
保護者様

羽島郡二町教育委員会
教育長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る小中学校の臨時休業の再延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休校につきまして、ご理解とご協力賜りありがとうございます。

さて、昨日、新型コロナウイルスの感染増加に対する緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、感染者が急増する岐阜県は特に重点的な対策を進める「特別警戒都道府県」と位置付けられました。

現在の岐阜県の現状を踏まえると、児童生徒の健康と安全を守るためには、5月7日（木）の学校再開日をさらに延長する必要があるとの判断がなされ、郡内小中学校の臨時休業期間が5月31日（日）まで延長となりました。

保護者の皆様には、引き続きご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。また、お子様やご家族のみなさまの体調にもお気をつけください。

記

- 1 臨時休業期間・・・令和2年4月8日（水）～5月31日（日）
学校再開は6月1日（月）となります。

- 2 家庭での生活について

児童生徒なりに目標を決めて、時間を有効に使えることを願っています。学校の日課に合わせて、学習や運動、自宅でできる活動に取り組んでみましょう。

学習については、新しい教科書を見てこれからの学習に興味をもつことや、昨年度の学習を振り返り、ドリル等を使って確実にできるようにするなどの学習も考えられます。また、Webサイトでは、「子供の学び応援サイト（文科省）」「GIFU Web ラーニング（県教委）」、「NHK for School（NHK）」などがあります。

- 3 その他

臨時休業期間中、何かございましたら、まずは各学校へご連絡、ご相談ください。